

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-2-1	2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進 (1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 9 号、第 13 号若しくは第 16 号又は附則第 12 条第 1 項第 2 号等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
バリアフリー化を図った 住宅の割合 （計画値）	約 55%	—	—	約 49%	約 51%	—	約 55%	予算額（百万円）	1,618,601	381,026	398,503	—	—
バリアフリー化を図った 住宅の割合 （実績値）	—	47.1%	48.1%	49.8%	51.7%	—	—	決算額（百万円）	1,507,038	386,163	396,862	—	—
達成度	—	—	—	102%	101%	—	—	経常費用（百万円）	560,050	578,669	571,365	—	—
地域医療福祉拠点の形成 （計画値）	<u>20 団地程度で先行的・重点的に地域医療福祉拠点を形成するとともに、100 団地程度において着手</u>		<u>20 団地程度（着手）</u>	<u>20 団地程度（着手）</u>	<u>20 団地程度（着手）</u>	—	—	経常利益（百万円）	76,771	90,087	104,015	—	—
地域医療福祉拠点の形成 （実績値）	—	—	<u>23 団地（着手）</u>	<u>24 団地（着手）</u>	<u>39 団地（着手）</u> <u>6 団地（形成）</u>	—	—	行政サービス実施コスト（百万円）	—	▲32,122	▲35,262	—	—
達成度	—	—	115%	120%	195%	—	—	従事人員数（人）	1,379	1,365	1,380	—	—

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成 27 年度、平成 28 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進</p> <p>機構は、本格的な少子高齢化、人口・世帯減少社会の到来等の社会構造の変化に適切に対応するため、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの整備に寄与することが求められるとともに、将来の金利上昇等経営環境の変化に備え、独立行政法人として自主性を発揮しながら、経営の健全性・安定性を確保することが従来にも増して必要とされている。</p> <p>このため、UR賃貸住宅について、平成30年度までの賃貸住宅事業の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」及び個別団地毎の方向性を定める「団地別整備方針」を踏まえ、公的賃貸住宅として高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図ること。さらに、居住者の居住の安定を確保しつつ、ストックの再生・再編等を更に推進することでストック量の適正化を図ること。</p> <p>また、UR賃貸住宅の再生・再編等の推進に当たっては、地域の医療福祉拠点の形成・ミクストコミュニティの形成等の地域のまちづくりの課題へ対応するとともに、居住者の安全・安心の確保や管理水準の維持・向上に取り組みながら、UR賃貸住宅として適切な維持管理を行うこと。</p>	<p>2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進</p> <p>機構が供給・管理する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」という。）について、平成30年度までの賃貸住宅事業の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」（当初策定：平成19年12月）及び個別団地毎の方向性を定める「団地別整備方針」（当初策定：平成20年2月）を踏まえ、高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成を図る。さらに、居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づく団地再生（全面建替え、一部建替え、集約）やリニューアル（間取り改善、バリアフリー化、設備更新等）等によるストックの再生・再編等を更に推進し、個々の団地ごとの状況を踏まえ、需要動向及び経営状況に応じてストック量の適正化を図る。</p> <p>UR賃貸住宅ストックの再生・再編等の推進に当たっては、経営が悪化しないよう留意の上、団地のバリアフリー化を図りつつ、地域の医療福祉拠点の形成等による地域のまちづくりの課題への対応、地域コミュニティの維持・継続等への配慮、高齢者に対する見守りサービスの提供等を推進することにより、ライフスタイルの多様化等、多様なニーズへの的確な対応について</p>	<p>2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進</p> <p>機構が供給・管理する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」という。）について、平成30年度までの賃貸住宅事業の方向性を定める「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」（当初策定：平成19年12月）及び個別団地毎の方向性を定める「団地別整備方針」（当初策定：平成20年2月）を踏まえ、高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成を図る。さらに、居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づく団地再生（全面建替え、一部建替え、集約）やリニューアル（間取り改善、バリアフリー化、設備更新等）等によるストックの再生・再編等を更に推進し、個々の団地ごとの状況を踏まえ、需要動向及び経営状況に応じてストック量の適正化を図る。</p> <p>UR賃貸住宅ストックの再生・再編等の推進に当たっては、経営が悪化しないよう留意の上、団地のバリアフリー化を図りつつ、地域の医療福祉拠点の形成等による地域のまちづくりの課題への対応、地域コミュニティの維持・継続等への配慮、高齢者に対する見守りサービスの提供等を推進することにより、ライフスタイルの多様化等、多様なニーズへの的確な対応について</p>			

	<p>先導的なモデルの提示などにも取り組む。さらに、居住者の安全・安心の確保や管理水準の維持・向上に取り組みながら、UR賃貸住宅として適切な維持管理を行い、もってストックの質の向上を図る。</p> <p>これらの事業の実施に当たっては、独立行政法人として、自主性をもって創意工夫を行いながら、コスト削減、費用対効果を勘案した効率的な執行等により、適切かつ効率的な業務運営を図りつつ、収益力の維持・向上に努め、持続可能な自立型経営を軌道に乗せる。</p>	<p>先導的なモデルの提示などにも取り組む。さらに、居住者の安全・安心の確保や管理水準の維持・向上に取り組みながら、UR賃貸住宅として適切な維持管理を行い、もってストックの質の向上を図る。</p> <p>これらの事業の実施に当たっては、独立行政法人として、自主性をもって創意工夫を行いながら、コスト削減、費用対効果を勘案した効率的な執行等により、適切かつ効率的な業務運営を図りつつ、収益力の維持・向上に努め、持続可能な自立型経営を軌道に乗せる。</p>			
<p>(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成</p> <p>高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現にも資するよう、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成を推進すること。</p> <p>特に、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地について、機構の経営を悪化させないよう留意の上、医療福祉施設の誘致等を推進すること。</p>	<p>(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成</p> <p>高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現にも資するよう超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成に推進する。特に、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地については、機構の経営が悪化しないよう留意の上、医療福祉施設の誘致等を推進するとともに、団地の付加価値向上を図る。</p> <p>以上のことを推進するため、以下に掲げる取組を実施する。</p>	<p>(1) 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成</p> <p>高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図るため、高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現にも資するよう超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成に推進する。特に、急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地については、機構の経営が悪化しないよう留意の上、医療福祉施設の誘致等を推進するとともに、団地の付加価値向上を図る。</p> <p>以上のことを推進するため、以下に掲げる取組を実施する。</p>	<p><主な定量的指標> バリアフリー化を図った住宅の割合 約 51% (中期目標期間中に約 55%)</p> <p><その他の指標> 地域医療福祉拠点の形成に着手 20 団地程度</p> <p><評価の視点> ・高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者に対する住宅セーフティネットとしての役割の充実を図り、超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成を推進しているか。 ・急速な高齢化が見込まれる地域に存する団地について、機構の経営を悪化させないよう留意の上、医療福祉施設の誘致等を推進しているか。</p>	<p><主要な業務実績> <主な定量的指標> バリアフリー化を図った住宅の割合 51.7% 前年度比+1.9%ポイント</p> <p><その他の指標> 地域医療福祉拠点の形成に着手 ・39 団地 (うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 21 団地) 地域医療福祉拠点の形成 ・6 団地 (うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 6 団地)</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅の割合は、前年度比+1.9%の 51.7%とし、計画 (51%、前年度比+1.2%) を上回った。</p> <p>UR賃貸住宅の地域医療福祉拠点化については、機構内に担当の部署を設置し組織体制を整え、取組を推進した。具体的には、前年度までに着手した団地の存する地方公共団体に加え、新たな地方公共団体に対しても積極的に働きかけを行うとともに、その他関係団体と十分な協議を行うことにより、計画の 20 団地を上回る 39 団地 (うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 21 団地) の着手に至った。また、前年度までに着手した 47 団地においては、地方公共団体及びその他関係団体と密な連携を行い、地域医療福祉拠点化を推進する体制を早期に整え、6 団地 (うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 6 団地) について形成に至った。</p> <p>『日本再興戦略』に位置付けられている「健康寿命延伸」に対応する取組</p>
	<p>① 地域の医療福祉拠点の形成</p> <p>UR賃貸住宅団地内への、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービスを提供する地域の医療福祉拠点の形成を目指す。その際、民間事業者の資金調達や事業参画を促進す</p>	<p>① 地域の医療福祉拠点の形成</p> <p>UR賃貸住宅団地内への、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービスを提供する地域の医療福祉拠点の形成を目指す。その際、民間事業者の資金調達や事業参画を促進す</p>		<p>超高齢社会への対応として、UR賃貸住宅団地内へ、地域に不足している医療福祉施設の誘致等を推進し、UR賃貸住宅の生活環境の向上を図るとともに、周辺地域にも医療、介護サービス等を提供する地域の医療福祉拠点の形成に向け、平成 27 年度までに着手した 47 団地に加え、今年度新たに全国 39 団地 (うち大</p>	

	<p>るよう、機構と機構が連携する民間事業者がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、民間連携手法の多様化を図る。</p> <p>また、民間市場では供給が不足している高齢者向け賃貸住宅を補うために、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立歩行を前提とした住宅、介助用車椅子での生活を前提とした住宅、認知症高齢者のためのグループホーム等の提供を推進するほか、高齢者の心身の状況に応じた住替え支援を行うことにより、団地で最期まで住み続けることが可能となるよう団地の環境整備等に取り組む。なお、環境整備等の投資に当たっては、関係部門間における緊密な連携により、顧客満足度に関する把握及びその把握結果を踏まえた効果的な投資を通じ、収益改善にも資するものとする。</p>	<p>るよう、機構と機構が連携する民間事業者がともに収益向上を図ることが可能となる事業スキームを導入するなど、民間連携手法の多様化を図る。</p> <p>また、民間市場では供給が不足している高齢者向け賃貸住宅を補うために、既存のUR賃貸住宅団地を活用し、高齢者の自立歩行を前提とした住宅*、介助用車椅子での生活を前提とした住宅、認知症高齢者のためのグループホーム等の提供を推進するほか、高齢者の心身の状況に応じた住替え支援を行うことにより、団地で最期まで住み続けることが可能となるよう団地の環境整備等に取り組む。なお、環境整備等の投資に当たっては、関係部門間における緊密な連携により、顧客満足度に関する把握及びその把握結果を踏まえた効果的な投資を通じ、収益改善にも資するものとする。</p> <p>* 段差への配慮・手すりの設置等、自立高齢者の移動に伴う転倒防止等に配慮した住宅（健康寿命サポート住宅）の供給を平成26年度から実施</p>		<p>都市圏のおおむね1,000戸以上の団地21団地）において着手するとともに、着手済み団地のうち6団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地6団地）において形成した。</p> <p>上記の地域の医療福祉拠点の形成に係る取組は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）に加え、「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月18日閣議決定）にも国の施策として位置付けられた。</p> <p>具体的な取組として、ストック再生・再編等の推進により生み出された整備敷地を活用する等、高齢者、子育て支援施設の誘致を実施した。また、高島平団地（東京都板橋区）においては、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、療養相談室の機能が併設された板橋区医師会在宅医療センターを開設し、医療・介護のワンストップサービスによる提供を実現する等、平成28年度末現在の高齢者施設は457件、子育て支援施設は609件となっている。</p> <p>さらに、自立高齢者が安心して住み続けられるよう、移動等に伴う転倒の防止等に配慮することにより、ケガをしにくい、させない住宅とすることで、健康寿命の延伸をサポートすることを目的としたバリアフリー仕様である「健康寿命サポート住宅」を追加供給した（27団地170戸）。</p>	<p>として、自立高齢者向けの住宅仕様である「健康寿命サポート住宅」を追加供給した。</p> <p>また、全国の団地において、健康増進・社会参画機会の創出、多世代コミュニティ拠点の整備、見守りサービスの導入等の取組を推進した。特に、高島平団地においては、医療・介護のワンストップサービスを提供する在宅医療センターを誘致するなど、地域ケアに必要な機能の充実を進めた。</p> <p>上記のとおり、超高齢社会への対応のモデルとなり得る取組をハード・ソフト両面で推進した。</p> <p>ミクストコミュニティの形成に向けて近居促進制度の「近居割」の対象団地を1,189団地へ拡大した（前年度対象団地1,156団地）。また、近居割ワイド対象団地を61エリア264団地から112エリア501団地に拡大した。</p> <p>これらを踏まえ、A評価とする。</p>
--	--	---	--	--	---

	<p>(参考)</p> <p>住み慣れた地域で最後まで住み続けることができる環境の実現に向けて、20 団地程度で先行的・重点的に地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう整備方針等を定め、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成する。</p> <p>この取組を参考に、平成 32 年度までに上記 20 団地程度を含む 100 団地程度で拠点の形成に向けて、中期目標期間中に地域の医療福祉拠点形成に着手する。なお、その整備に伴う顧客満足度等に関する効果については、アンケート調査などを実施し、適切な指標や数値目標を設定の上、その効果の把握に努め、以後、実施する事業において適切に活用し、より望ましい整備効果の発現に寄与するものとする。</p>	<p>(参考)</p> <p>住み慣れた地域で最後まで住み続けることができる環境の実現に向けて、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう整備方針等を定め、施設を誘致する等により、地域の医療福祉拠点を形成を推進する。</p> <p>※本取組は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」（平成 27 年 12 月 24 日閣議決定）及び「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）にも位置付けられた。</p> <p>このため、平成 27 年度までに着手した 47 団地で引き続き拠点の形成を推進するとともに、平成 28 年度中に新たに 20 団地程度において形成に着手・推進する。</p> <p>なお、顧客満足度等に関する効果については、平成 27 年度に引き続き、アンケート調査などを実施し、適切な指標や数値目標を設定の上、その効果の把握に努め、以後、実施する事業において適切に活用し、より望ましい整備効果の発現に寄与するものとする。</p>	<p><その他の指標>（再掲）</p> <p>地域医療福祉拠点の形成に着手 20 団地程度</p>	<p>超高齢社会における「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、在宅医療・看護・介護サービスを受けやすい生活環境整備を支援するべく、平成 27 年度までに着手した 47 団地に加え、今年度新たに全国 39 団地（うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 21 団地）において地域の医療福祉拠点の形成に向け着手するとともに、着手済み団地のうち 6 団地（うち大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の団地 6 団地）において形成した。（一部再掲）</p> <p>なお、その整備に伴う顧客満足度等に関する効果については、医療・介護施設等に対する満足度などの実態を把握するため、昨年度に引き続き、団地居住者に対してアンケート調査を実施し、地域の医療福祉拠点化を推進する団地において、その効果の把握を出来るような方策の検討を行った。</p>	
	<p>② 高齢者、子育て世帯等に対する住宅供給等の適切な実施（ミクストコミュニティの形成）</p> <p>高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者等が親族と互いに支援しながら生活できることを目的とした近居促進制度を推進するとともに、新規入居者募集時の優遇倍率の設定による優先入居措置の適切な実施や地域優良賃貸住宅制度を活用した子育て支援を行うなど、ミクストコミュニティの形成を推進する。</p>	<p>② 高齢者、子育て世帯等に対する住宅供給等の適切な実施（ミクストコミュニティの形成）</p> <p>高齢者、子育て世帯等政策的に配慮が必要な者等が親族と互いに支援しながら生活できることを目的とした近居促進制度については、政府が掲げる「一億総活躍社会」の実現の観点からも、地方公共団体との連携を図りながら引き続き推進するとともに、新規入居者募集時の優遇倍率の設定による優先入居措置の適切な実施や地域優良賃貸住宅制度を活用した高齢者、子育て世帯への支援を行うなど、ミクストコミュニティの形成を推進する。</p>		<p>政府が掲げる「一億総活躍社会」の実現に向けて緊急に実施すべき対策のうち、「希望出生率 1.8」達成に向けた支援策として、高齢者・子育て世帯等と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏（概ね半径 2 km 以内）の UR 賃貸住宅に近居する場合（近居割）や、機構が指定するエリア内のあらゆる住宅で近居する場合（近居割ワイド）において、新たに入居する世帯の家賃を 5 年間 5 % 割引する対象団地、エリアを拡大（近居割対象 1,189 団地（前年度対象団地 1,156 団地）、近居割ワイド対象 112 エリア 501 団地（前年度対象 61 エリア 264 団地））したことに加え、国の財政支援を得て、</p>	

	<p>その際、多世代間の交流や相互の支えあいとして、コミュニティ広場や住棟の共用部分・施設等を活用したコミュニティカフェやサロンの設置等、高齢者が身近に立ち寄れるような場の提供を推進する。その際、それらの運営を高齢者が行うような仕組みを導入するなど、高齢者の社会参画機会を増大させつつ、コミュニティの活力を維持・向上させる。</p>	<p>その際、多世代間の交流や相互の支えあいとして、コミュニティ広場や住棟の共用部分・施設等を活用したコミュニティカフェやサロンの設置等、高齢者が身近に立ち寄れるような場の提供を推進する。その際、それらの運営を高齢者が行うような仕組みを導入するなど、高齢者の社会参画機会を増大させつつ、コミュニティの活力を維持・向上させる。</p>		<p>一定の所得以下であれば、減額率を5%から20%に拡大（平成28年2月から募集開始）し、更なる推進を図ることで、本制度による契約件数についても7,406件（前年度実績3,262件）と増加した。</p> <p>抽選による新規賃貸住宅の入居者募集の全てにおいて、高齢者、子育て世帯等の当選率を一般の方の当選率に対し20倍としており、平成28年度は、58戸（2団地）の募集に対して、高齢者、子育て世帯等の申込件数は、269件（申込者全体の約43%）となり、平成20年9月の制度拡充後、合計8,138件となった。</p> <p>さらに、子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大2割減額する「コソダテUR（子育て割）」について、新婚世帯など減額要件を拡大のうえ、昨年度に引き続き着実に実施した。</p> <p>契約名義人の年齢が29歳以下で、かつ単身又は配偶者若しくは18歳未満の扶養親族と同居する方向けの若年世帯向け定期借家「U29割」の年齢要件を35歳以下に拡大した「U35割」（593団地で実施し、本制度による契約件数は3,181件。）や、18歳未満の扶養親族と同居する子育て世帯向け定期借家「そのママ割」の促進（598団地で実施し、本制度による契約件数は2,795件。）により、子育て世帯と予備軍である若年世帯の支援を強化した。</p> <p>左近山団地（神奈川県横浜市）や男山団地（京都府八幡市）などで実施しているコミュニティカフェやサロン等の多世代交流スペース提供の取組を引き続き推進するとともに、港北ニュータウンメゾンふじのき台（神奈川県横浜市）に</p>	
--	--	--	--	---	--

					<p>において、子育て支援サービスの提供、地域における共助の推進、及び地域のコミュニティ形成に資する一体的な取り組みを行う事業者を募集、団地を核として、子育て支援「共助」による自立的な地域コミュニティの形成を目指す取組を平成29年1月から開始し、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続や、多世代交流の場の促進に努めた。</p> <p>また、多摩ニュータウン永山、多摩ニュータウン貝取（東京都多摩市）において、平成28年4月から、団地内賃貸施設を活用した拠点を設置し、行政、民間事業、関係法人と協力して、コミュニティ拠点として活用するとともに、一括配送、買物代行、購入品送付、家事サポート等のサービスの提供を開始して、地域活性化の促進に努めた。グリーンヒル寺田団地（東京都八王子市）において、大学との連携協定に基づき団地内コミュニティスペースをオープンし、学生が作ったお茶試飲や野菜販売イベントを実施するなど、地域や団地の特性に応じて、民間事業者や大学等との連携により、生活様式の変化に伴う多様なニーズに対応するための取組を継続して実施し、ストックの良質化を図るとともに、若者を呼び込むことによりミクストコミュニティの形成を促進した。</p>	
		<p>③ 団地のバリアフリー化の推進</p> <p>中期目標期間中に、UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅*の割合を約55%とするため、既存のUR賃貸住宅の改善や建替え等により、バリアフリー化を図ったUR賃貸住宅を新たに供給する。</p> <p>また、高齢者の外出を促すため、団地内遊歩道の整備や、歩行者動線のバリアフリー化を推進する。</p>	<p>③ 団地のバリアフリー化の推進</p> <p>平成28年度中に、UR賃貸住宅ストック全体に占めるバリアフリー化を図った住宅*の割合を約51%とするため、既存のUR賃貸住宅の改善や建替え等により、バリアフリー化を図ったUR賃貸住宅の新たな供給を着実に推進する。</p> <p>また、高齢者の外出を促すため、団地内遊歩道の整備や、歩行者動線のバリアフリー化を推進する。</p> <p>このほか、国からの財政支援を得つ</p>	<p><主な定量的指標> （再掲）</p> <p>バリアフリー化を図った住宅の割合 約51%</p> <p>（中期目標期間中に約55%）</p>	<p>UR賃貸住宅ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は、改良工事等の着実な実施や空家修繕時の手すり設置の推進により、49.8%（平成27年度末）から51.7%に向上させ、中期計画達成に向けて推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニューアルによる改良：2,267戸 ・建替えによる戻り住宅等の供給：164戸 <p>また、赤羽台団地（東京都北区）等に</p>	

		<p>* i) 2箇所以上の手すりの設置、 ii) 屋内の段差解消及びiii) 車椅子で 通行可能な広い廊下幅の確保の全部又 は一部がなされた住宅</p>	<p>つ、経営への影響に留意の上、地域の 医療福祉拠点を図る団地等において中 層住棟へのエレベーター設置を推進す る。 * i) 2箇所以上の手すりの設置、 ii) 屋内の段差解消及びiii) 車椅子で 通行可能な広い廊下幅の確保の全部又 は一部がなされた住宅</p>		<p>において、団地内遊歩道の整備や歩行者動 線のバリアフリー化を行った。 中層住棟へのエレベーターの後付設 置については、1 団地 4 棟で合計 4 基の 設置工事を進め、平成 28 年度内に 4 基 を供用開始するとともに、新たに 3 団地 6 棟で合計 16 基の設置を計画した。</p>	
		<p>④ 見守り等サービス付きの賃貸住宅 の供給 生活相談サービス等の見守り等サー ビス付きの賃貸住宅の供給を推進し、 サービスの導入に当たっては、民間の ノウハウを適切に活用することで、サ ービス水準の向上を図る。 また、関係機関との連携を図りつつ、 民間事業者の意向や収益性等の事業上 の課題を把握し、サービス付き高齢者 向け住宅運営事業者賃貸住宅制度の活 用の促進を図る。 なお、中期目標期間中に、UR 賃貸 住宅においては、民間事業者や地方公 共団体等とも連携しつつ、基本的に見 守りサービスが受けられるなど高齢者 世帯等が安心して住み続けられる環境 整備に努める。</p>	<p>④ 見守り等サービス付きの賃貸住宅 の供給 生活相談サービス等の見守り等サー ビス付きの賃貸住宅の供給を推進し、 サービスの導入に当たっては、民間の ノウハウを適切に活用することで、サ ービス水準の向上を図る。 また、関係機関との連携を図りつつ、 民間事業者の意向や収益性等の事業上 の課題を把握し、サービス付き高齢者 向け住宅運営事業者賃貸住宅制度の活 用の促進を図る。 なお、高齢者世帯等が安心して住み 続けられるよう、平成 26 年度の公募に より選定した民間事業者のノウハウ等 を活用し、基本的に全国の居住者が低 廉な料金で見守りサービスが受けられ る環境を整備したところであり、今年 度は更にその普及に努める。</p>		<p>高齢者の方々が安心して住み続けら れる住まいを提供するため、花畑団地 (東京都足立区) や辻堂団地(神奈川県 藤沢市)にサービス付き高齢者向け住宅 (計 258 戸)を含む高齢者福祉施設を誘 致した。また、高島平団地(東京都板橋 区)で平成 26 年度から供給を開始した、 UR 賃貸住宅団地で既存の住宅を活用 し民間事業者が運営する住棟内分散型 のサービス付き高齢者向け住宅につい て、平成 28 年度においてさらに 7 戸追 加供給した。 高齢者世帯等が安心して住み続けら れる環境を整備するため、民間事業者と 連携し、基本的に全国の居住者が低廉 な料金で受けられる見守りサービスの受 付を展開したところである(平成 28 年 度申込件数は 666 件)。 <見守りサービスの内容> 民間事業者による人感センサーで日 常生活の動きを検知し、本人に確認のお 電話をした上で、登録先の親族等に電話 連絡するサービス。 また、本人や登録先の親族等に連絡が 取れない場合には、営業時間内におい て、機構が状況確認に伺う。</p>	

	<p>⑤ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>	<p>⑤ 居住者の居住の安定の確保</p> <p>UR賃貸住宅に居住する低所得の高齢者世帯等に対して、国からの財政支援を得つつ、家賃減額措置を適切に講じ、また、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講ずることにより、居住者の居住の安定の確保に努める。</p>		<p>家賃改定に伴い家賃が上昇する低所得高齢者世帯等（約 28,300 世帯）について、国から財政支援約 6 億円を得て、総額約 14 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>また、高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）に入居する低所得高齢者世帯（約 22,200 世帯*）については、国から財政支援約 26 億円を得て、総額約 56 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>平成 28 年度から地域優良賃貸住宅制度に基づき家賃減額を実施した健康寿命サポート住宅に入居する低所得高齢者世帯（約 100 世帯*）について、国から財政支援約 0.01 億円を得て、約 0.02 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>子育て世帯を応援するため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、一定の要件を満たした方に家賃を最大 2 割減額する「コソダテUR（子育て割）」（約 1,900 世帯*）については、国からの財政支援約 1.2 億円を得て、総額 2.4 億円の家賃減額を実施した。</p> <p>（*減額適用世帯数は管理戸数である。）</p> <p>さらに、団地再生等の事業実施に伴い移転が必要となる居住者に対しては、移転先住宅の確保、移転料の支払い等の措置を講じるとともに、UR賃貸住宅へ移転する者（約 24,300 世帯（うち低所得高齢者世帯等約 15,700 世帯））について、国からの財政支援約 59 億円を得つつ、総額約 85 億円（うち低所得高齢者世帯等約 70 億円）の家賃減額を実施した。</p>	
--	---	---	--	---	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）</p> <p>無し</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-2-2	2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進 (2) ストックの再生・再編等の推進等
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 9 号、第 13 号若しくは第 16 号又は附則第 12 条第 1 項第 2 号等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	
UR 賃貸住宅 ストックの再 生・再編 (計画値)	平成 30 年度 末までに約 10 万戸着手、 平成 18 年度 末比で約 5 万 戸削減	前中期目標期間 中に 4 万戸程度着手 2 万戸程度削減	5,400 戸 程度	8,000 戸 程度	9,000 戸 程度	—	—		予算額（百万円）	1,618,601	381,026	398,503	—	—
UR 賃貸住宅 ストックの再 生・再編 (実績値)	—	前中期目標期間 中に 18,908 戸着手 15,553 戸削減	6,069 戸 2,181 戸	8,831 戸 4,398 戸	10,107 戸 4,495 戸	—	—		決算額（百万円）	1,507,038	386,163	396,862	—	—
達成度	—	—	(着手) 112% (削減) 121%	(着手) 110% (削減) 119%	(着手) 112% (削減) 102%	—	—		経常費用（百万円）	560,050	578,669	571,365	—	—
									経常利益（百万円）	76,771	90,087	104,015	—	—
									行政サービス実施コスト (百万円)	—	▲32,122	▲35,262	—	—
									従事人員数（人）	1,379	1,365	1,380	—	—

注) 主要なアウトプット情報（アウトカム情報）のうち下線部があるものは、「主な評価指標」欄の「その他の指標」を記載。

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。
平成 27 年度、平成 28 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>(2)ストックの再生・再編等の推進等</p> <p>居住者の居住の安定を確保しつつ、個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・活用等の推進及び団地別経営管理の徹底、定期借家契約の活用、民間等との連携手法の多様化、近接地建替えも活用した複数団地の統合・再配置などにより、ストックの再生・再編を加速すること。なお、近接地建替えは、現地での建替えや集約では事業の長期化が見込まれるなど事業の円滑な実施が困難な場合に、民間開発の支障とならないよう留意しつつ、また、居住者の居住の安定確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮しつつ、実施すること。また、団地再生・再編に伴う家賃減額措置については、必要な見直しを行うこと。</p> <p>このため、全ての団地を対象に集中投資する団地や統廃合を図る団地等を明確にするべく、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく具体的な実施計画を平成 26 年度中に策定するとともに、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報公開を行うこと。</p> <p>また、更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直すこと。</p> <p>加えて、東京都心部の高額賃貸住宅（約 13,000 戸）については、平成 26</p>	<p>(2) スtockの再生・再編等の推進等</p> <p>地域の住宅政策課題へ適切な対応と収益力の強化を図るため、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえ、「団地別整備方針」において個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・再編等の推進並びに需要動向及び経営状況に応じたストックの圧縮に取り組むものとする。</p> <p>取組に当たっては、居住者の居住の安定を確保しつつ、中長期を見据えて、個別団地の収益性等に着目して戦略的な投資を行うとともに、近接地建替え等によるエリア単位での複数団地の統合・再配置、団地価値向上に資する民間との連携手法の多様化、定期借家契約の活用等によりストックの再生・再編を加速する。</p> <p>このため、平成 26 年度中にストック再生・再編方針に基づく具体的な実施計画を策定する。</p> <p>また、更なる経営改善のため、中期目標期間中に、賃貸住宅経営の環境、将来需要等を総合的に考慮した賃貸住宅ストックの再編・削減目標を設定し、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」の内容を見直す。</p>	<p>(2) スtockの再生・再編等の推進等</p> <p>地域の住宅政策課題へ適切な対応と収益力の強化を図るため、「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針」を踏まえ、「団地別整備方針」において個別団地毎の特性に応じて定める基本的類型に基づくストックの再生・再編等の推進並びに需要動向及び経営状況に応じたストックの圧縮に取り組むものとする。</p> <p>取組に当たっては、平成 26 年度に策定したストック再生・再編方針に基づく実施計画に従い、居住者の居住の安定を確保しつつ、中長期を見据えて、個別団地の収益性等に着目して戦略的な投資を行うとともに、近接地建替え等によるエリア単位での複数団地の統合・再配置、団地価値向上に資する民間との連携手法の多様化、定期借家契約の活用等によりストックの再生・再編を加速する。</p> <p>その際、コンパクトシティの実現など地域における政策課題を踏まえたストックの統廃合等を推進するとともに、敷地の有効活用等により地域の医療福祉拠点の形成等に取り組むものとする。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>ストック再生・再編 着手戸数：9,000 戸程度 削減戸数：4,400 戸程度</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者の居住の安定を確保しつつ、ストックの再生・再編等の取組を推進しているか。 ・既存のUR 賃貸住宅の基本性能や安全性能等の向上を図るため、適時・適切な計画的修繕等を実施するとともに、民間等との連携も行いつつ、安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとして有効活用しているか。 ・地方公共団体や民間事業者等と連携し、高齢者施設、子育て支援施設等の誘致等による地域の医療福祉拠点や多機能拠点の形成等を通じて、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続や多世代交流の促進に配慮した環境を整備し、継続的に提供しているか。 ・資産の有効活用及び多様な借家形態のニーズに対応する観点から、定期借家制度を適切に導入しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p><その他の指標></p> <p>ストック再生・再編 着手戸数：10,107 戸 削減戸数：4,495 戸</p> <p>平成 27 年 3 月に公表した「UR 賃貸住宅ストック再生・再編方針に基づく実施計画」に基づき、居住者の居住の安定に配慮しつつ、UR 賃貸住宅の再生・再編を推進した。なお、具体的な取組は以下のとおり。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>居住者との丁寧な話し合いによる合意形成に努めながら、ストックの再生・再編の加速化に取り組んだ。</p> <p>既に団地の集約や建替えに着手済み の団地について、計画どおり着実に削減を達成するとともに、民間事業者等と協議を重ね、合意形成に努めた結果、遠隔地等の団地の民間事業者への譲渡や借地上で管理している団地（全面借地方式市街地住宅）の土地所有者等への譲渡・返還を計画以上に実現することができた。</p> <p>この結果、ストックの削減について、昨年度の目標（3,700 戸程度）・実績（4,398 戸）を上回る目標設定（4,400 戸程度）に対して、計画を上回る実績（4,495 戸）を達成した（達成率 102%）。</p> <p>また、団地再生事業に伴って生み出された整備敷地等を活用し、高齢者支援施設や子育て支援施設を誘致することにより、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続や多世代交流の促進に配慮したまちづくりに貢献した。</p> <p>地域や団地の特性に応じた民間事業者や大学等との連携により、生活様式の変化に伴う多様なニーズに対応するための取組を全国展開し、ストックの良質化を図るとともに、若者を呼び込むことによりミクストコミュニティの形成を促進し、顧客満足度の向上と収益力の確保を両輪で推進した。</p>

<p>年度から順次、買取オプションの活用も含めサブリース契約により民間事業者等に運営を委ねること。また、民間事業者と連携して事業を行うことを通じて、民間事業者の事業手法を機構の賃貸住宅事業全体に活かすこと。</p>					<p>東京都心部の高額賃貸住宅について、順次、買取オプション付きのサブリース契約により、民間事業者等に運営を委ねるため、昨年度に引き続き、8団地2,671戸についてサブリース運営事業者の公募を実施し、うち4団地1,541戸で運営事業者を決定する等、着実に推進した。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
	<p>① 団地の基本的類型に基づく事業の実施</p> <p>イ 団地再生</p> <p>地域の整備課題、住宅需要等に対応しながら、住宅の規模、間取り、設備水準の改善を図るとともに、敷地の有効高度利用により地方公共団体や民間事業者等との連携によるまちづくりを推進するため、大規模な再生事業（建替事業・集約事業等）や改善事業（リニューアル等）を複合的又は選択的に実施する。</p> <p>事業実施に当たっては、収益性の向上を図るため、団地の一部の建替えや、近接地建替えも活用したエリア単位での複数団地の統合・再配置等を行う。</p> <p>近接地建替えは、現地での建替えや集約では事業の長期化が見込まれるなど事業の円滑な実施が困難な場合に実施する。</p> <p>その際、ストックの圧縮に取り組むとともに建替え先の選定に当たって民間開発の支障とならないよう留意するものとし、この点について、事前に学識経験者等の第三者から構成される委員会の確認を受けるものとする。また、事業の実施に当たっては、居住者の居住の安定確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮する。</p> <p>なお、団地再生・再編に伴う家賃減額措置については、必要な見直しを行う。</p>	<p>① 団地の基本的類型に基づく事業の実施</p> <p>イ 団地再生</p> <p>地域の整備課題、住宅需要等に対応しながら、住宅の規模、間取り、設備水準の改善を図るとともに、敷地の有効高度利用により地方公共団体や民間事業者等との連携によるまちづくりを推進するため、大規模な再生事業（建替事業・集約事業等）や改善事業（リニューアル等）を複合的又は選択的に実施する。</p> <p>事業実施に当たっては、収益性の向上を図るため、団地の一部の建替えや、近接地建替えも活用したエリア単位での複数団地の統合・再配置等を行う。</p> <p>近接地建替えは、現地での建替えや集約では事業の長期化が見込まれるなど事業の円滑な実施が困難な場合に実施する。</p> <p>その際、ストックの圧縮に取り組むとともに建替え先の選定に当たって民間開発の支障とならないよう留意するものとし、この点について、事前に学識経験者等の第三者から構成される委員会の確認を受けるものとする。また、事業の実施に当たっては、居住者の居住の安定確保及び良好なまちづくりとコミュニティの維持・活性化がなされるよう配慮する。これらを踏まえ、近接地建替えの適切な建替え先の確保に向けて、土地所有者等との協議を推進する。</p>		<p>地域の整備課題、住宅需要等に対応しながら、住宅の改善を図るとともに、大都市郊外における超高齢社会への対応、民間事業者との連携、地方公共団体のまちづくりへの協力に取り組んだ。</p>	
	<p>ロ ストック活用</p> <p>既存のUR賃貸住宅の基本性能や安</p>	<p>ロ ストック活用</p> <p>既存のUR賃貸住宅の基本性能や安</p>		<p>少子高齢化や多様なニーズに対応するため、リニューアルによる改良を</p>	

	<p>全性能等の向上を図るため、リニューアル、耐震改修、適時・適切な計画的修繕等を実施し、中期目標期間中に団地再生により供給するUR賃貸住宅も含めて、安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとして有効活用する。</p> <p>なお、特に収益性が高い団地及び大幅な収益改善が見込まれる団地においては、集中投資することとし、また、地域や団地の特性に応じて、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>また、高齢者が団地に安心して住み続けられる住宅の供給を促進するため、医療、介護、生活支援等のサービス利用環境を備えた高齢者向け住宅の整備を推進する。</p> <p>東京都心部の高額賃貸住宅（約13,000戸）については、機構の更なる収益力向上に資するよう、順次、買取オプション付きのサブリース契約による「上下分離方式」の導入を実施するとともに、セグメントによる区分等を導入する。また、民間事業者と共同して事業を行うことを通じて、民間事業者の事業手法を機構の賃貸住宅事業全体に活かす。</p>	<p>全性能等の向上を図るため、リニューアル、耐震改修、適時・適切な計画的修繕等を実施し、中期目標期間中に団地再生により供給するUR賃貸住宅も含めて、安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとして有効活用する。</p> <p>なお、特に収益性が高い団地及び大幅な収益改善が見込まれる団地においては、集中投資することとし、また、地域や団地の特性に応じて、民間事業者等と連携、顧客満足度の向上と収益力の確保を図る。</p> <p>また、高齢者が団地に安心して住み続けられる住宅の供給を促進するため、医療、介護、生活支援等のサービス利用環境を備えた高齢者向け住宅の整備を推進する。</p> <p>東京都心部の高額賃貸住宅については、機構の更なる収益力向上に資するよう、買取オプション付きのサブリース契約による「上下分離方式」を導入した団地において民間事業者の運営事業を着実に進めるとともに、その他の団地についても順次公募を実施する。</p>		<p>2,267戸実施するなど、賃貸ストック全体でバリアフリー化を図った住宅の割合は49.8%（平成27年度末）から51.7%に拡充した。（再掲）</p> <p>耐震化率の向上に向けて、58棟（うち区分所有1棟）の耐震改修工事を行った。</p> <p>賃貸住宅ストック全体の耐震化率は約93%となった。</p> <p>また、平成25年11月25日に施行された耐震改修促進法の改正により耐震診断努力義務対象となった低層棟等については、21棟について耐震診断を実施した。</p> <p>約44,000戸の外壁修繕などの計画修繕を適時・適切に実施した。安全・安心が確保された良質な賃貸住宅ストックとしての有効活用を図った。</p> <p>また、地域や団地の特性に応じて、民間事業者や大学等との連携により生活様式の変化に伴う多様なニーズに対応するための取組を全国展開（再掲）し、ストックの良質化を図るとともに、若者を呼び込むことによりミクスコミュニティの形成を促進し、顧客満足度の向上と収益力の確保を両輪で推進した。</p> <p>また、高齢者の方々が安心して住み続けられる住まいを提供するため、高島平団地（東京都板橋区）で平成26年度から供給を開始した、UR賃貸住宅団地で既存の住宅を活用し民間事業者が運営する住棟内分散型のサービス付き高齢者向け住宅について、平成28年度においてさらに7戸追加供給した。（再掲）</p> <p>東京都心部の高額賃貸住宅につい</p>	
--	--	---	--	--	--

					て、順次、買取オプション付きのサブリース契約により、民間事業者に運営を委ねており、昨年度に引き続き着実に推進した。
		<p>ハ 用途転換</p> <p>需要動向及び経営状況に応じたストックの圧縮に資するため、地域のニーズを踏まえた上で、民間等への譲渡により、UR賃貸住宅以外の用途への転換を図る。</p>	<p>ハ 用途転換</p> <p>需要動向及び経営状況に応じたストックの圧縮に資するため、地域のニーズを踏まえた上で、民間等への譲渡により、UR賃貸住宅以外の用途への転換を図る。</p>		用途転換対象団地については、16団地において居住者説明等を行い、12団地において譲渡を行った。
		<p>ニ 土地所有者等への譲渡、返還等</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅について、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>	<p>ニ 土地所有者等への譲渡、返還等</p> <p>全面借地方式市街地住宅及び特別借受賃貸住宅について、土地所有者等との協議を行い、譲渡、返還等を着実に進める。</p>		<p>全面借地方式市街地住宅の土地所有者等との協議が整った18団地において、居住者への移転先のあっせん等を実施した。</p> <p>また、移転期限の到来に伴い居住者の移転が完了した10団地及び土地所有者等との協議により居付譲渡を行った2団地において、土地所有者等への譲渡、返還等の手続を実施した。特別借受賃貸住宅について、建物所有者との間で返還に関する具体的な協議を実施し、期間満了した18団地を建物所有者に返還した。</p>
		<p>(参考)</p> <p>中期目標期間の最終年度である平成30年度までに「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に従い、約10万戸の再編に着手し、平成18年度末管理戸数と比較して約5万戸のストックを削減し、機構全体の有利子負債の削減に寄与する。</p> <p>また、同方針に基づく計画全体の進捗状況が明確になるよう、毎年度適切な情報公開を行う。</p>	<p>(参考)</p> <p>別表の予算等において、平成28年度中に9,000戸程度のストック再編に着手し、4,400戸程度のストックを削減することを想定している。</p>		<p><その他の指標（再掲）></p> <p>ストック再生・再編</p> <p>着手戸数：10,107戸</p> <p>削減戸数：4,495戸</p>
		<p>② ストックの再生・活用等の推進に当たっての取組</p> <p>イ 地域のまちづくりの課題への対応</p> <p>地方公共団体や民間事業者、NPO法人等と連携し、高齢者施設、子育て</p>	<p>② ストックの再生・活用等の推進に当たっての取組</p> <p>イ 地域のまちづくりの課題への対応</p> <p>地方公共団体や民間事業者、NPO法人、地域の大学等と連携を強化し、</p>		39団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地21団地）において地域の医療福祉拠点の形成に向け着手し、6団地（うち大都市圏のおおむね1,000戸以上の団地6団地）について形成したほか、団地再生事業に併せ

		<p>支援施設等の医療福祉施設の誘致等による地域の医療福祉拠点の形成のほか、教育、雇用、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成、団地に隣接する老朽化したマンションの再生、公共施設の整備などの地域のまちづくりの課題に対応した整備を推進する。</p> <p>また、地域の医療福祉拠点や多機能拠点の形成等を通じて、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続や多世代交流の促進に配慮した環境を整備し、継続的に提供する。</p>	<p>高齢者施設、子育て支援施設等の医療福祉施設の誘致等による地域の医療福祉拠点の形成のほか、教育、雇用、防災、交流、賑わい等の地域の多機能拠点の形成、安全・安心で快適なオープンスペース等を備えた居住環境の創出、良好な景観の形成、団地に隣接する老朽化したマンションの再生、公共施設の整備などの地域のまちづくりの課題に対応した整備を推進する。</p> <p>また、地域の医療福祉拠点や多機能拠点の形成等を通じて、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続や多世代交流の促進に配慮した取組を推進し、継続的に提供する。</p>		<p>て、地域の整備課題、住宅需要等に対応しながら、住宅の改善を図るとともに、大都市郊外における超高齢社会への対応、民間事業者との連携、地方公共団体のまちづくりへの協力に取り組んだ。（一部再掲）</p> <p>具体的には、団地再生事業に伴って生み出される整備敷地等の活用により、高齢者支援施設6件、子育て支援施設2件及び商業施設2件を誘致し、団地周辺も含めた地域コミュニティの維持・継続、多世代交流、賑わい・利便性の向上を促進している。辻堂団地(神奈川県藤沢市)にて誘致したサービス付高齢者向け住宅においては、隣接保育園との交流イベントが実施されており、今後も地域住民との交流イベントが予定されるなど、地域コミュニティ形成に資する取組が図られている。複合商業施設もオープンし、団地周辺の賑わい・活性化が実現している。</p> <p>また、浜甲子園団地(兵庫県西宮市)においては、民間事業者と連携し、平成28年9月にエリアマネジメント組織を設立した。地域コミュニティの活性化や多世代交流の促進等に配慮し、継続的にエリアマネジメントに取り組む仕組みづくりを行った。</p> <p>なお、平成28年度末現在の高齢者施設は457件、子育て支援施設は609件となっている。（再掲）</p>
		<p>ロ 定期借家契約の戦略的な活用</p> <p>団地再生等の事業予定団地においては、貸与可能期間・補修に要する費用等を総合的に勘案し、収益の改善に資する住宅について定期借家契約を導入する。</p> <p>また、政策課題への対応、資産の有効活用及び多様な借家形態のニーズに対応する観点から、空家住宅及び空施</p>	<p>ロ 定期借家契約の戦略的な活用</p> <p>団地再生等の事業予定団地においては、貸与可能期間・補修に要する費用等を総合的に勘案し、収益の改善に資する住宅について定期借家契約を導入する。</p> <p>また、政策課題への対応、資産の有効活用及び多様な借家形態のニーズに対応する観点から、空家住宅及び空施</p>		<p>資産の有効活用の観点、政策課題への対応、多様な借家形態のニーズに対応する観点から幅広い定期借家制度を展開し、戦略的な活用を図った。</p> <p>具体的には、建替対象団地における一般募集停止中の住宅及び施設に加え、建替え以外の団地再生や用途転換等の対象団地で定期借家を導入した。</p> <p>(平成28年度契約件数 45団地 465</p>

		<p>設において定期借家契約の導入に適切に対応する。</p>	<p>設において定期借家契約の導入に適切に対応する。</p>		<p>件) また、収益性の改善・向上の取組として耐震診断等の準備のため補充を停止していた団地のうち、耐震診断スケジュールに影響のない住戸等で定期借家を導入した。(平成28年度契約件数 147団地 2,964件) 契約名義人の年齢が 29 歳以下で、かつ単身又は配偶者若しくは 18 歳未満の扶養親族と同居する方向けの若年世帯向け定期借家「U29割」の年齢要件を 35 歳以下に拡大した「U35割」(593 団地で実施し、本制度による契約件数は 3,181 件。)や、18 歳未満の扶養親族と同居する子育て世帯向け定期借家「そのママ割」の促進(598 団地で実施し、本制度による契約件数は 2,795 件。)により、子育て世帯と予備軍である若年世帯の支援を強化した。(再掲)</p>	
		<p>ハ 環境負荷軽減への対応 建物の長寿命化を図るための研究、技術開発やシステム開発を行い、UR賃貸住宅の建設、修繕等に活用する。 省エネルギー推進の観点から、中期目標期間中に建設するUR賃貸住宅は、平成25年省エネルギー基準を標準仕様として供給するとともに、既存のUR賃貸住宅の専用部分及び共用部分の設備や機器の修繕等に際して、費用対効果を勘案しながらこれらの設備等を省エネルギー型に取り替えることにより、UR賃貸住宅からの二酸化炭素排出量の削減を図る。 緑地の保全・整備、水循環の保全、自然エネルギーの活用などの取組を推進する。</p>	<p>ハ 環境負荷軽減への対応 建物の長寿命化を図るための研究、技術開発やシステム開発を行い、UR賃貸住宅の建設、修繕等に活用する。 省エネルギー推進の観点から、中期目標期間中に建設するUR賃貸住宅は、平成25年省エネルギー基準を標準仕様として供給するとともに、既存のUR賃貸住宅の専用部分及び共用部分の設備や機器の修繕等に際して、費用対効果を勘案しながらこれらの設備等を省エネルギー型に取り替えることにより、UR賃貸住宅からの二酸化炭素排出量の削減を図る。 緑地の保全・整備、水循環の保全、自然エネルギーの活用などの取組を推進する。</p>		<p>UR賃貸住宅の省エネルギー推進の観点から、平成28年度に設計を行った機構の賃貸住宅については、平成25年省エネルギー基準を標準仕様とした。 省エネルギー機器の導入を推進することにより、UR賃貸住宅からの二酸化炭素排出量の削減を図った。 ・設置条件が整った既存住宅及び建替えにより新しくなる住宅への潜熱回収型給湯器等の高効率型給湯器の導入(年度実績:新規賃貸住宅164戸/既存賃貸住宅12,086戸) ・建替えにより新たに建設される賃貸住宅において、共用灯にLED照明器具を全面的に設置し、既存賃貸住宅については、取替え時期に合わせてLED照明器具に順次交換(年度実績:新規賃貸住宅643台/既存賃貸住宅86,424台)</p>	

					建替えにより新しくなる住宅の、屋上緑化を行った。	
--	--	--	--	--	--------------------------	--

4. その他参考情報						
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)						
無し						

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I-2-3	2 超高齢社会に対応した住まい・コミュニティの形成及び個別団地毎の特性に応じたストックの再生・再編等の推進 (3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施
当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	都市再生機構法 11 条第 1 項第 3 号から第 5 号まで、第 9 号、第 13 号若しくは第 16 号又は附則第 12 条第 1 項第 2 号等
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）（再掲）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
賃貸住宅管理 コストの縮減 （計画値）	平成 26 年度 から 3 年間で 平成 25 年度 比 10% のコ スト削減を図 る。	—	—	—	10%	—	—	予算額（百万円）	1,618,601	381,026	398,503	—	—
賃貸住宅管理 コストの縮減 （実績値）	—	—	約 2%	3%	10.9%	—	—	決算額（百万円）	1,507,038	386,163	396,862	—	—
達成度	—	—	—	—	109%	—	—	経常費用（百万円）	560,050	578,669	571,365	—	—
								経常利益（百万円）	76,771	90,087	104,015	—	—
								行政サービス実施コスト （百万円）	—	▲32,122	▲35,262	—	—
								従事人員数（人）	1,379	1,365	1,380	—	—

注) 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）については、次のとおり記載。平成 26 年度 ①予算額、決算額：勘定別支出額の計を記載。②経常費用、経常利益：各部門の実施する業務を基準として組み替えて記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

平成 27 年度、平成 28 年度 ①予算額、決算額：セグメント別支出額を記載。②経常費用、経常利益：セグメント別に記載。③従事人員数：年間平均支給人員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	<p>(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施</p> <p>UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上に努めながら、賃貸住宅管理業務の効率化を図り、賃貸住宅管理コストを縮減すること。また、家賃設定方法等の見直しによる稼働率の維持向上等家賃収入の確保を図ること。</p> <p>このため、関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図ること。</p> <p>また、平成26年から、稼働率など需給の状況に応じた募集家賃の引下げや引上げを機動的かつ柔軟に行うとともに、平成27年度中に継続家賃の引上げ幅の拡大等の家賃改定ルールの見直しを行い、適切な家賃収入を確保すること。</p>	<p>(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施</p> <p>UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上に努めながら、業務の効率化を図り、賃貸住宅管理コストを縮減するとともに、家賃設定方法等の見直しによる稼働率の維持向上等適切な家賃収入の確保を図る。</p>	<p>(3) UR賃貸住宅管理業務の適切な実施</p> <p>UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上に努めながら、業務の効率化を図り、賃貸住宅管理コストを縮減するとともに、稼働率の維持向上等適切な家賃収入の確保を図る。</p>	<p><主な定量的指標> 賃貸住宅管理コストの縮減： 関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度から3年間で平成25年度比10%のコスト削減</p> <p><その他の指標> －</p> <p><評価の視点> ・UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上に努めながら、賃貸住宅管理業務の効率化を図り、賃貸住宅管理コストの縮減に係る取組を行っていること。 ・家賃設定方法等の見直しによる稼働率の維持向上等家賃収入の確保を図る取組を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p><主な定量的指標> 関係会社が行う賃貸住宅の修繕業務について、平成26年度から3年間で平成25年度比10.9%のコスト削減を達成した。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>賃貸住宅管理コストの縮減について、競争性のある契約方式の継続及び応札者増を図る施策の導入と併せて、UR賃貸住宅の修繕等に係る仕様・積算方法、契約・調達方法を適切に見直しており、着実に推進した。</p> <p>関係会社が競争の結果受注した賃貸住宅の修繕工事については、業務の実施方法の改善、発注方法の見直しや仕様の改善（修繕仕様の合理化・耐久性の高い部材の活用、修繕業者からの仕様提案等）等を行った結果、平成25年度比10.9%のコスト削減を達成した。</p> <p>また、居住者との相互理解、一層の居住者サービスの向上及び良好なコミュニティの形成を促進するため、居住者団体等との懇談会等を適宜適切に実施するとともに、ホームページ等情報発信ツールを充実させることにより、顧客サービスの維持・向上に努めた。</p> <p>継続家賃については、昨年度見直した「継続家賃改定ルール」の着実な運用を行った。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>
		<p>① 管理水準、顧客サービス水準の維持・向上等</p> <p>業務の効率化を図りつつ、UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上を図る。</p> <p>入居者の募集に当たっては、引き続き、インターネットを活用した物件紹介や募集案内窓口の充実による顧客サービスの維持・向上に努める。さらに、住宅の質を確保し、利用者に対する説明責任の観点から、中期目標期間中に建設する全てのUR賃貸住宅を対象に住宅性能表示を実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供する等、提供情報の充実や様々な入居制度の積極的な活用による利用者のニーズに機動的に対応したサービス提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎</p>	<p>① 管理水準、顧客サービス水準の維持・向上等</p> <p>業務の効率化を図りつつ、UR賃貸住宅の管理水準の維持・向上を図る。</p> <p>入居者の募集に当たっては、引き続き、インターネットを活用した物件紹介や募集案内窓口の充実による顧客サービスの維持・向上に努める。さらに、住宅の質を確保し、利用者に対する説明責任の観点から、中期目標期間中に建設する全てのUR賃貸住宅を対象に住宅性能表示を実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供する等、提供情報の充実や様々な入居制度の積極的な活用による利用者のニーズに機動的に対応したサービス提供を行う。</p> <p>また、引き続き、居住者との意思疎</p>	<p>住宅探しの主要な媒体となっている不動産ポータルサイトへの掲載を拡大するため、多くの物件を掲載できる一括入稿システム（平成27年度導入）を平成28年度も引き続き利用することにより、掲載件数の拡大を行うとともに、内観写真や諸元情報の整備を図り、一層の情報発信力の強化を行った。</p> <p>建設した全てのUR賃貸住宅を対象に住宅性能表示を実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供した。</p> <p>居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を約200回開催した。</p>	<p>住宅探しの主要な媒体となっている不動産ポータルサイトへの掲載を拡大するため、多くの物件を掲載できる一括入稿システム（平成27年度導入）を平成28年度も引き続き利用することにより、掲載件数の拡大を行うとともに、内観写真や諸元情報の整備を図り、一層の情報発信力の強化を行った。</p> <p>建設した全てのUR賃貸住宅を対象に住宅性能表示を実施し、募集パンフレット等を用いて情報提供した。</p> <p>居住者との相互理解の深化及び適切な管理水準の維持に努めるべく、居住者団体等との懇談会等を約200回開催した。</p>	<p>継続家賃については、昨年度見直した「継続家賃改定ルール」の着実な運用を行った。</p> <p>これらを踏まえ、B評価とする。</p>

		<p>通を図り、信頼関係を強化する。</p> <p>② 賃貸住宅管理コストの縮減</p> <p>競争性のある契約方式の継続と併せて、UR賃貸住宅の修繕等に係る仕様・積算方法、契約・調達方法を適切に見直すとともに、修繕費については、各団地の状況に応じて、費用対効果を勘案しながら効率的に執行することにより、賃貸住宅管理コストを縮減する。</p> <p>また、関係会社が競争の結果受注した賃貸住宅の修繕工事について、平成26年度からの3年間で平成25年度比10%のコスト削減を図るとともに、平成29年度以降も引き続きコスト削減に努める。</p>	<p>通を図り、信頼関係を強化する。</p> <p>② 賃貸住宅管理コストの縮減</p> <p>競争性のある契約方式の継続及び応札者増を図る施策の導入と併せて、UR賃貸住宅の修繕等に係る仕様・積算方法、契約・調達方法を適切に見直すとともに、修繕費については、各団地の状況に応じて、費用対効果を勘案しながら効率的に執行することにより、賃貸住宅管理コストを縮減する。</p> <p>また、関係会社が競争の結果受注した賃貸住宅の修繕工事について、小規模修繕工事契約に基づく業務の実施方法の改善や仕様の改善（修繕仕様の合理化・耐久性の高い部材の活用、修繕業者からの仕様提案等）や発注方法の見直し等を行い、平成25年度比10%のコスト削減を図る。</p>		<p>賃貸住宅管理コストの縮減については、競争性のある契約方式の継続及び応札者増を図る施策の導入と併せて、UR賃貸住宅の修繕等に係る仕様・積算方法、契約・調達方法を適切に見直すなどの取組を実施した。</p> <p>また関係会社が競争の結果受注した賃貸住宅の修繕工事についても、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の改善 ② VE方式の導入 ③ 発注方法の見直し ④ 取引実態を抽出調査した結果を積算に反映 ⑤ 仕様の改善（修繕仕様の合理化等）を実施し、その結果平成25年度比10.9%のコスト削減を達成した。 <p>なお、新たな仕様については、保全工事共通仕様書の次回改定へ反映し、広く周知する予定である。</p> <p>また、改良・改善に係る修繕については、個別団地毎の特性に応じ、共用部及び住戸内の改善を一体的に実施するバリューアップ修繕を実施した。</p>	
		<p>③ 入居者募集業務における市場化テストの実施</p> <p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づき、「公共サービス改革基本方針」（平成23年7月15日閣議決定）において市場化テストの対象と定められたUR賃貸住宅の入居者募集業務について、平成24年度から、公共サービス改革法に定める民間競争入札（平成23年度実施）により決定した事業者に、顧客サービスの質を低下させることなく、円滑かつ適切に業務を実施させるとともに、当該事業者による業務の実施状況の検証を行う。</p> <p>また、平成27年度中の業務実施期間</p>				

		の終了に際しては、業務の実施結果、競争性の確保及び品質の確保を踏まえつつ、関係省庁と協議の上対応する。				
		<p>④ 家賃設定方法等の見直し</p> <p>募集家賃については、平成 26 年から、継続家賃は維持しつつ、稼働率など需給の状況に応じた引下げ、引上げを、機動的かつ柔軟に実施する。</p> <p>継続家賃については、平成 27 年度中に将来のインフレリスクに対応するため、改定周期の短縮や引上げ幅の拡大等家賃改定に係るルールの見直しを行う。</p>	<p>③ 適切な家賃収入の確保</p> <p>募集家賃については、引き続き、継続家賃は維持しつつ、稼働率など需給の状況に応じた引下げ、引上げを、機動的かつ柔軟に実施する。</p> <p>継続家賃については、昨年度見直した「継続家賃改定ルール」の着実な運用を行う。</p>		<p>募集家賃について、継続家賃は維持しつつ、稼働率など需給の状況に応じた機動的かつ柔軟な引下げ、引上げを実施した。</p> <p>引下げ 120 団地 2.9 万戸 引上げ 135 団地 3.8 万戸</p> <p>継続家賃については、昨年度見直した「継続家賃改定ルール」の着実な運用を行った。</p>	

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)
無し